

平成 23 年 12 月の所得税の改正のあらまし

税 務 署

I	平成 23 年 12 月の所得税の主な改正事項	2 ページ
II	平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 24 年分の所得税から適用される主なもの	3 ページ
III	平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
IV	平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 26 年分の所得税から適用される主なもの	4 ページ
○	この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
	所法	所得税法
	所令	所得税法施行令
	措法	租税特別措置法
	措令	租税特別措置法施行令
	旧措法	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 114 号)による改正前の租税特別措置法
	所法等改正法附則	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 114 号)附則
	改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 378 号)附則
	改正通令附則	国税通則法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 381 号)附則
	所令改正令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 389 号)附則
	改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 383 号)附則

- この改正のあらましは、平成 23 年 12 月 2 日に公布された平成 23 年度税制改正に関する法律「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)等による改正(以下「平成 23 年 12 月改正」といいます。)のうち、所得税関係の改正を中心に説明しています。
- 平成 23 年 12 月改正の改正事項のうち更正の請求期間の延長等の改正のあらましについては、「平成 23 年度 更正の請求の改正のあらまし」をご覧ください。
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 119 号)等による改正のあらましについては、「東日本大震災に関する税制上の追加措置について(所得税関係)」をご覧ください。
- 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁では、税に関するさまざまな情報をホームページ【www.nta.go.jp】で提供しています。

I 平成 23 年 12 月の所得税の主な改正事項

1 更正の請求の範囲の拡大(所得税関係)

(1) 当初申告要件の見直し

イ 純損失・雑損失の繰越控除

純損失・雑損失の繰越控除について、損失が生じた年分の確定申告書を期限内に提出していることが要件とされていましたが、確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合について適用を受けることができることとされました(所法 70④、71②)。

《適用関係》この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます(所法等改正法附則 2)。

ロ 変動所得及び臨時所得の平均課税等

変動所得及び臨時所得の平均課税について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書にこの適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該所得の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合について適用を受けることができることとされました(所法 90④)。

給与所得者の特定支出の控除の特例、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例及び資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例についても同様の改正が行われました(所法 57 の 2 ③④、64③、所令 182 の 2 ⑨)。

《適用関係》この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます(所法等改正法附則 2、改正所令附則 3)。

ハ 外国税額控除

外国税額控除について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等について適用を受けることができることとされました(所法 95⑤)。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とすることとされました。

《適用関係》この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます(所法等改正法附則 2)。

(2) 控除額の制限の見直し

イ 青色申告特別控除及び電子証明書等特別控除について、当初申告の確定申告書に記載した金額を適用上限とする措置が廃止されました(措法 25 の 2 ⑤、41 の 19 の 5 ②)。

《適用関係》この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます(所法等改正法附則 43)。

ロ 次の事業所得等に係る所得税額の特別控除額の適用について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合に適用を受けることができることとされました。また、適用を受ける控除等の金額について確定申告書に記載された金額を限度とする控除額の制限が見直され、確定申告書に添付する当該書類等に記載された金額を基礎として計算した金額を限度とすることとされました。

① 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除(措法 10⑩⑪)

② 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例(措法 10 の 2 ⑥)

③ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 2 の 2 ⑧⑨)

④ 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除(措法 10 の 3 ⑧⑨)

- ⑤ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除（措法 10 の 4 ⑧⑨）
 - ⑥ 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除（措法 10 の 5 ③）
 - ⑦ 所得税の額から控除される特別控除額の特例（措法 10 の 6 ④）
- 《適用関係》この改正は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（所法等改正法附則 43）。

2 災害関連支出等の改正

- (1) 被災事業用資産の損失の金額に含まれるその災害に関連するやむを得ない支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から 1 年超 3 年以内に支出する費用を追加することとされました（所令 203）。
 - (2) 雑損控除の損失の金額に含まれる災害関連支出について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、災害のやんだ日から 1 年超 3 年以内に支出する費用を追加することとされました（所令 206）。
- 《適用関係》これらの改正は、平成 23 年 1 月 1 日以後に支出した災害関連支出等について適用されます（所令改正令附則②③）。

II 平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 24 年分の所得税から適用される主なもの

1 減価償却関係

(1) 減価償却資産の定率法の見直し

減価償却制度について、平成 24 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.0 倍した割合（改正前 2.5 倍した割合）とされました（所令 120 の 2）。

（注 1）定率法を採用している者が、平成 24 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に減価償却資産の取得をした場合には、改正前の償却率による定率法により償却することができる経過措置が講じられています（改正所令附則 2 ②）。

（注 2）平成 24 年 4 月 1 日前に取得をした定率法を採用している減価償却資産について、平成 24 年分の確定申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率により償却費の計算等を行うことができる経過措置が講じられています（改正所令附則 2 ③）。

(2) 資本的支出をした場合の取得価額の特例の廃止

資本的支出の取得価額の特例のうち、資本的支出をした日の属する年分の翌年 1 月 1 日において減価償却資産の取得価額と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の取得価額との合計額を取得価額等として一の減価償却資産を取得したものとすることができる措置について、平成 24 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産と平成 24 年 4 月 1 日以後にした資本的支出により取得したものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできないこととされました（所令 127）。

2 事業所得関係

- (1) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置が講じられた上、適用期限の到来をもって廃止されることとなりました。
- ① エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除額（旧措法 10 の 2 の 2）
 - ② 事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別税額控除（旧措法 10 の 4）
 - ③ 事業革新設備等の特別償却（旧措法 11 の 2）
- 《適用関係》これらの改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行されます（所法等改正法附則 1 三）
- (2) 集積区域における集積産業用資産の特別償却について、指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額のうち 50 億円（農林漁業関連業種に属する事業の用に供する資産については、30 億円）を超える部分の金額について対象から除外された上、その適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで延長されました（措法 11 の 2、措令 6）。
- (3) 青色申告書を提出する個人で、特定農産加工業者で中小企業者に該当するもののうち、経営改善措置に関する計画について承認を受けた者が、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、特定農産加工品生産設備の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その特定農産加工品生産設備の取得価額の 30%相当額の特別償却ができることとされました（措法 11 の 3）。

Ⅲ 平成 23 年 12 月の改正事項のうち、平成 25 年分の所得税から適用される主なもの

1 特別修繕準備金制度

特別修繕準備金制度について、その対象となる特別の修繕の対象範囲が変更され、特定船舶に係る特別修繕準備金制度に改正されました（措法 20 の 2）。

2 特定災害防止準備金制度の廃止

岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金について、所要の経過措置が講じられた上、適用期限の到来をもって廃止されることとされました（旧措法 20 の 2）。

《適用関係》これらの改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行されます（所法等改正法附則 1 五）。

Ⅳ 平成 23 年度の改正事項のうち、平成 26 年分の所得税から適用される主なもの

記帳義務・記録保存義務

個人の白色申告者で、前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が 300 万円を超える者について課されていた記帳義務・記録保存義務が、それ以外の事業所得者等についても、同様に課されることとされました（所法 231 の 2）。

《適用関係》この改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後において事業所得者等に該当する者について適用されます（所法等改正法附則 8）。